

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の 支給手続きのご案内

4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。基準日（平成26年1月1日）に八雲町に住民登録がある方が対象となります。

	支給対象者	支給額	申請書について
臨時福祉給付金	<p>平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない方。</p> <p>※ただし、次の方は対象外となります。</p> <p>①市町村民税(均等割)が課税されている方の扶養となっている場合 ②生活保護制度の被保護者等</p>	<p>・給付対象者1人につき10,000円</p> <p>※加算対象者(老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者等)は一人につき5,000円を加算</p>	<p>8月1日頃に対象と見込まれる方がいる世帯へ「町民税が課税されていないお知らせ」とともに申請書等を送付します。</p>
子育て世帯臨時特例給付金	<p>平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満である方。</p> <p>【対象児童】 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象児童(平成26年1月1日生まれで2月分の児童手当・特例給付対象となっている児童又は給付金の申請時・支給時に中学校を卒業している児童も含む)</p> <p>※ただし、次の方は対象外となります。</p> <p>①「臨時福祉給付金」の対象となる児童 ②生活保護制度の被保護者にあたる児童 ③平成26年1月1日以降に亡くなられた児童</p>	<p>・対象児童1人につき10,000円</p> <p>※臨時福祉給付金が優先となります。重複して受給できません。</p>	<p>8月1日頃に平成26年1月分の児童手当受給者へ申請書等を送付します。</p> <p>※公務員の方は、所属庁から配布の申請書及び受給証明書で申請してください。</p>

【受付期間】 8月4日(月)～11月4日(火)(原則3カ月間です)

【申請方法】

- ①郵送での申請(申請書等の送付の際に返信用封筒を同封しています)
- ②窓口での申請(住民生活課(窓口5番)、落部支所、熊石総合支所住民サービス課、熊石相沼泊川出張所)

※窓口の混雑が予想され、待ち時間がかかることもありますので、郵送での申請にご協力ください。

【提出書類】①申請書(必要事項を記入し、押印または署名してください)

- ②本人確認の書類(運転免許証や健康保険証等の写し[支給対象者全員の分が必要])
- ③受け取り口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)

【支給方法】

支給要件を満たした方は、決定通知書により指定口座へ振り込みます。口座のない方は現金により支給します(申請後、概ね1ヶ月後に振込・支給となります)。

【その他】

・代理による申請など、詳しいことは町から送付する申請書に同封の「お知らせ書類」により、ご確認ください。

・基準日において、八雲町以外に住民登録をされていた方は、基準日に住民登録のあった市町村へお問い合わせください。

【給付をよそおった「振り込み詐欺」や「個人情報の不正取得」にご注意ください。】

町や国の職員などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることや、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

【問い合わせ先】 住民生活課 社会係・児童係 ☎0137-62-2111